

論文審査の結果の要旨

氏 名 新 井 重 行

新井重行氏の論文『日本古代の力役編成と地方社会の研究』は、国司による地方的力役の編成と地方社会との関係、とくに郡務の実務を担った在地有勢者のあり方に注目しながら、8～9世紀の日本古代における地方社会の多極的構造について、新しい出土文字資料などを用いて論点を加えた研究成果である。

第一部「地方社会における力役編成」では、大宝令で雑色人の多様な上番役もふくんだ雑徭が、国司が地方社会で徴発する役とされていく展開を跡づけるとともに、郡司のもとで雑徭が充てられた郡雑任の実態を、出土文字資料などから検討する。数戸～十数戸の共同体を統括する有勢者が、官衙で帳簿事務を行う「管理型」と在地で徴税にあたる「集約型」の郡雑任に分かれ、そのうち前者が地位上昇して郡司層を形成したとする。そして、地方豪族である郡司が郡内を一元的に把握したとする在地社会像を批判し、郡内に多数の「郡司層」が共存する多極的構造であったことを強調する。

第二部「文字文化と下級官人」では、下級官人による習書・落書の目的を書体の習得にあったと指摘し、また東大寺写経所において、写経を行う経師が同時に案主として同じ空間で帳簿作成を行っていたという、下級官人の事務処理の様相を明らかにする。

第三部『東大寺開田図』の史料学的考察では、正倉院などに残る東大寺の荘園絵図を調査・検討し、布本が正本で紙本が下書きであったと推定するほか、江戸～明治の模写本が絵図補修以前の情報を留めていることを指摘するなど、地方社会に関する史料の基礎的研究を進める。

「力役編成と地方社会」のテーマについては、さらに幅広い史料的検討や一貫した論及が望まれるものの、新しい出土文字資料の検討によって郡司のもとで郡務にあたる郡雑任の具体的な存在形態を明らかにし、郡司を一元的支配者ではなく「郡司層」としてとらえる地方社会像を提起した点で、本論文は、今後の研究に益する研究成果といえよう。

よって、本論文は博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。